

基本目標 2 被害者への相談支援の充実

基本施策		現 状	アンケート調査結果	課 題
具体的施策				
1 相談支援の充実		DVセンターにおいて、電話相談（土・日・祝日、8月6日も含む）や面接相談を行っている。また、法的な問題に関する相談が必要な被害者に対する弁護士と連携した法律相談や、精神的な安定や自立を図る必要がある被害者に対する臨床心理士によるカウンセリングを実施している。 さらに、被害者が外国人や障害者であることによって支援を受けにくいことのないよう、外国語版のリーフレット等を作成・配布するとともに、公益財団法人広島平和文化センターが実施している多言語ボランティア通訳や手話通訳を活用した相談を受けられる体制としている。	○DVアンケート調査 問7 DVセンターへの相談内容について 「避難の方法について」45.5% 「身の安全を確保する方法について」、「離婚の方法や、親権など法律的なことについて」とともに36.4% （報告書10頁／概要版3、4頁） 問8 DVセンターの支援や助言で役に立ったこと 「話を聞いてもらえたこと」54.5% 「一時保護についての情報提供、又は実際に一時保護されたこと」36.4% （報告書11頁／概要版3、4頁） 問9 DVセンターを知ったきっかけ 「区役所の窓口」45.5%、「女性トイレにあるカード」36.4%、「インターネット」18.2% （報告書12頁／概要版3、4頁）	●引き続き、被害者のニーズに的確に応じた相談支援を実施する必要がある。 ●男性被害者、外国人、障害者等に配慮した相談支援体制の充実を図る必要がある。
(1) DV相談センターの相談支援の充実 (2) 外国人、障害者等への配慮 (3) 自助グループの育成支援				
2 相談機関相互の連携強化		被害者は、警察、区役所、広島県西部こども家庭センターなど多くの相談窓口を利用することが想定され、その相談内容也多岐にわたっている。本市では、市内の相談機関で構成する「広島市ドメスティック・バイオレンス（DV）対策関係機関連絡会議」を毎年開催し、相談機関相互の情報交換や事例検討等を行い、連携強化に努めている。	○DVアンケート調査 問3 暴力に関する相談先 DVセンター34.4%、警察31.3%、友人・知人25.0%、西部こども家庭センター、家族や親せき21.9%、その他の行政機関18.8% （報告書7頁、概要版3頁）	●DV被害が多様化、複雑化しており、これまで以上に情報共有や具体的事案に即した協議などの連携を図る必要がある。特にDV被害者と対応する機会の多い各区福祉事務所等との連携を円滑に行うことが重要である。
(1) 関係機関の連携強化 (2) 各機関合同の事例検討会の実施				
3 相談員等の資質向上及び研修の充実		被害者の立場に立った配慮を行うとともに、被害者に対し適切な情報を提供し、的確な助言を行える十分な知識や技術の向上を図るため、DVセンターの相談員について、外部講師や弁護士による研修会や内閣府等が実施する各種研修会の受講によりスキルアップを図っている。 また、相談員が被害者の相談支援に関わる過程において、相談員自身が心身の健康を損ねることがないよう、長年相談業務携わった経験を有する講師などによる研修を行っている。 区役所等の窓口業務に携わる職員等については、不適切な対応により被害者に更なる被害が生じることのないよう、DVの特性の理解、被害者の秘密の保持や安全への配慮など、資質の向上を図るための研修を実施している。	○DVアンケート調査 問7 DVセンターへの相談内容について 「避難の方法について」45.5% 「身の安全を確保する方法について」、「離婚の方法や、親権など法律的なことについて」とともに36.4% （報告書10頁／概要版3、4頁） 問8 DVセンターの支援や助言で役に立ったこと 「話を聞いてもらえたこと」54.5% 「一時保護についての情報提供、又は実際に一時保護されたこと」36.4% （報告書11頁／概要版3、4頁）	●職務の特性上、相談員の心のケアなどの配慮を充実する必要がある。 ●人事異動や業務繁忙期のため、研修を受けていない職員が窓口業務に携わることがあるため、適切な研修の実施時期や内容を検討する必要がある。
(1) 相談員への研修の実施 (2) 窓口業務に携わる職員等への研修の実施				

（※DVアンケート調査の回答者は全て女性。）